

会員各位

公益社団法人 北海道トラック協会

このたび、北海道運輸局長より次のとおり文書が発出されました。

つきましてはこの主旨に沿い、会員各位は輸送の安全確保に努められますようお願い申し上げます。

北技保第291号
平成27年11月2日

公益社団法人北海道トラック協会会長 殿

北海道運輸局長

冬期における事故防止について(抜粋)

本年の事業用自動車が第一当事者となる交通事故の発生状況をみると、件数、負傷者数にあつては前年に比べ減少していますが、死者数については既に昨年同期を上回る状況となっています。依然として安全確認を怠ったことによる交差点での衝突事故、歩行者等を巻き込んだ死傷事故等が発生しており、また、悪質な「酒気帯び運転」による事故も発生している状況となっています。北海道運輸局では、2009年からの10年間で事業用自動車に係る死者数、人身事故件数の半減、飲酒運転ゼロ及び危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を目指し「北海道地域事業用自動車安全対策会議」を設置し、関係機関・団体と連携して交通事故削減に向けて取り組んでいます。自動車運送事業者におかれては、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全を最優先として、さらなる安全管理体制の構築やPDCAサイクルを取り入れた運輸安全管理による事故防止対策に取り組んでいただくようお願いいたします。これから、本格的な積雪寒冷期を迎え、路面の凍結や吹雪などによる厳しい走行環境となり事故が多発する傾向にありますので、冬期における交通事故を防止するためにも、下記事項について十分周知され、輸送の安全確保に万全を期すようお取り計らい願います。

記

1. 運行管理について

- (1) 異常気象時等における対応を適切に行うため、気象、降雪情報・道路情報等の収集体制及び乗務員に対する連絡方法を整備すること。
- (2) 交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、冬道等の道路状況に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持など基本的な交通ルールの指導教育を行うとともに、運行記録計の記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止の徹底を図ること。
- (3) 運転者の過労運転を防止するため、勤務状況及び疲労の程度を適切に把握した乗務割りを作成するとともに、冬期の交通環境・異常気象情報等を十分考慮した余裕のある運行計画を策定し運行指示書等により確実な指示を行うこと。
- (4) 運転者に対する点呼は対面によりアルコール検知器を使用し確実に実施するとともに、酒気を帯びた状態及び健康状態（疾病、疲労、医薬品の服用、危険ドラッグ、覚せい剤等不法な薬物の使用等）により安全な運行ができないおそれがある場合は絶対に乗務させないこと。
特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、確実に点呼を実施すること。
- (5) 運転者の健康管理については健康診断結果、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」を活用するほか、運転者に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等について、乗務員への指導を徹底すること。
- (6) 運転者にはシートベルトを必ず着用させるよう指導の徹底を図ること。

2. 車両管理について

- (1) 脱輪事故の防止のため、タイヤ交換を行う際には、ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認するとともにホイール・ナットを規定のトルクで締め付けること。
- (2) 車両火災の防止のため、電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行うこと。